

「森の国・木の街」 の実現に向けて

林野庁

林政部 木材産業課

上席木材専門官 鈴木 清史

コンテンツ

- 1 「森の国・木の街」について
- 2 里山広葉樹林の利活用と再生に向けて
- 3 持続可能な木材供給に向けた価格形成に
向けて
～林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン(案)～

コンテンツ

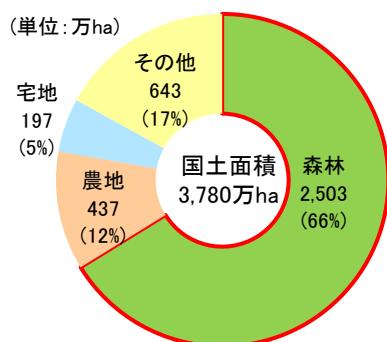
- 1 「森の国・木の街」について
- 2 里山広葉樹林の利活用と再生に向けて
- 3 持続可能な木材供給に向けた価格形成に向けて
～林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン(案)～

日本は森林資源に恵まれている

- 我が国の森林のうち、先人が植えて、育てた人工林は約1,000万ha。
- 人工林の半数は50年生を超え、利用期を迎えており、森林蓄積も毎年増加している。

■ 森林率（OECD加盟国で第3位）

・国土面積と森林面積の内訳



資料:国土交通省「令和6年版土地白書」
(国土面積は令和2年の数値)

注1:計の不一致は、四捨五入による。

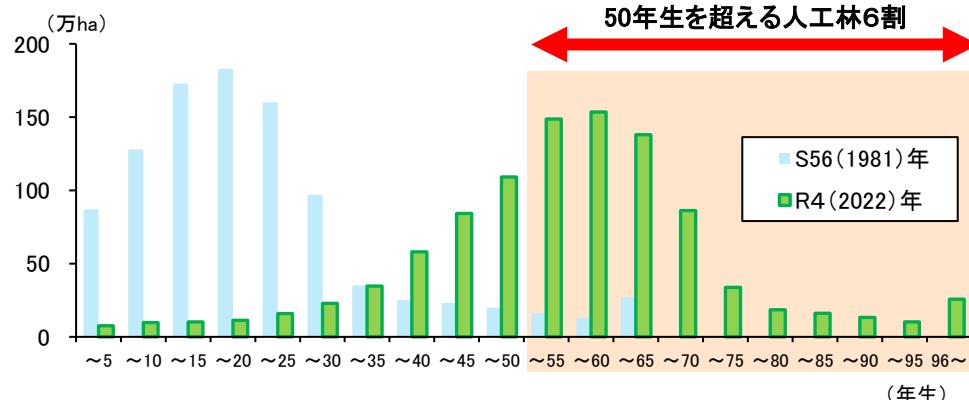
注2:林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法
及び時点が異なる。

▶ OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,409	73.7
2	スウェーデン	27,980	68.7
3	日本	24,935	68.4
4	韓国	6,287	64.5
5	スロベニア	1,238	61.5
6	コスタリカ	3,035	59.4
7	エストニア	2,438	56.1
8	ラトビア	3,411	54.9
9	コロンビア	59,142	53.3
10	オーストリア	3,899	47.3

資料:FAO「世界森林資源評価2020」を元に林野庁作成。
森林面積の単位は千ha、森林率は%。

■ 人工林の齢級別面積



資料:林野庁「森林資源の現況」

注:S56年は61年生以上をまとめて集計。

■ 人工林の蓄積（OECD加盟国で第2位）

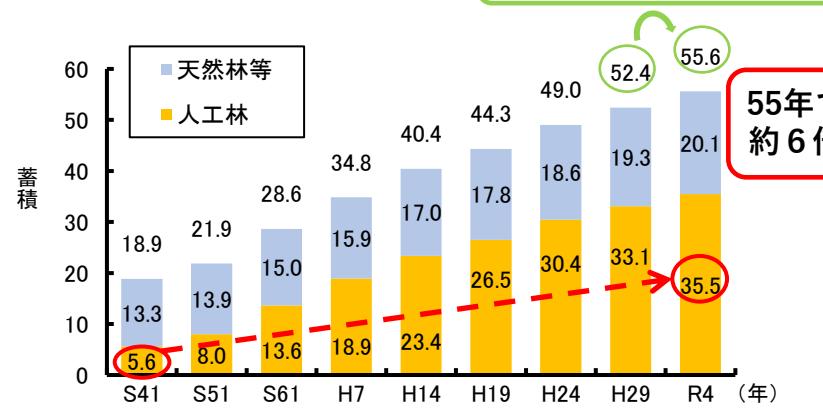
▶ OECD加盟国人工林蓄積上位10カ国

順位	国	人工林蓄積量	人工林面積
1	米国	3,605	27,521
2	日本	3,305	10,184
3	ドイツ	1,832	5,710
4	カナダ	999	18,163
5	ニュージーランド	781	2,084
6	フィンランド	659	7,368
7	オーストリア	522	1,672
8	フランス	481	2,434
9	チリ	479	3,185
10	スペイン	251	2,590

資料:FAO「世界森林資源評価2020」を元に林野庁作成。
人工林蓄積量の単位は百万m³、人工林面積は千ha。

■ 森林蓄積の推移

近年、毎年約6千万m³増加



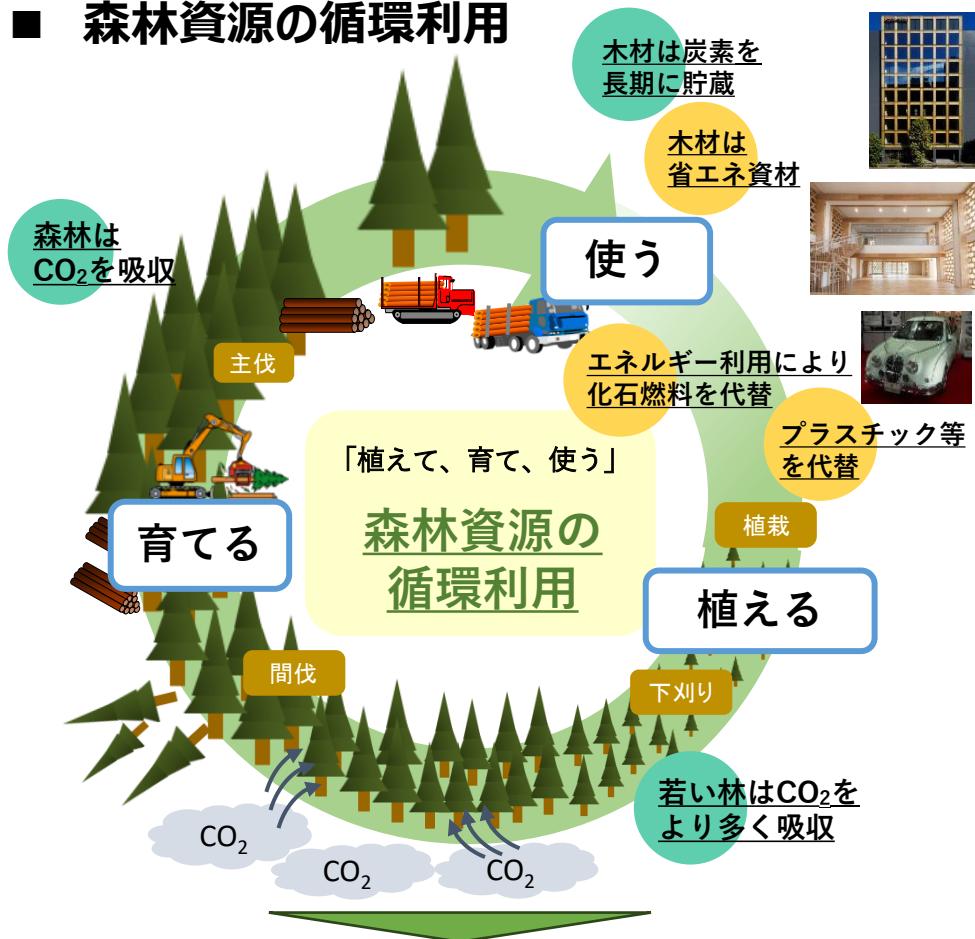
資料:林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)・林野庁業務資料

注:総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

森林資源を循環利用する意義

- ・恵まれた人工林資源を活かし、循環利用を進めることは、森林整備の促進と地方創生（森林と地域が元気になる）、地球環境の保全（地球が元気になる）、快適な空間（人が元気になる）に貢献。

■ 森林資源の循環利用

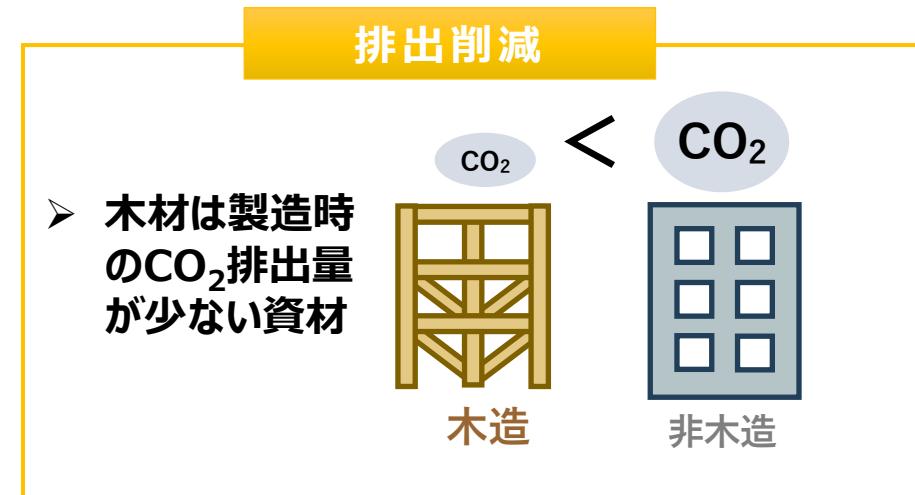
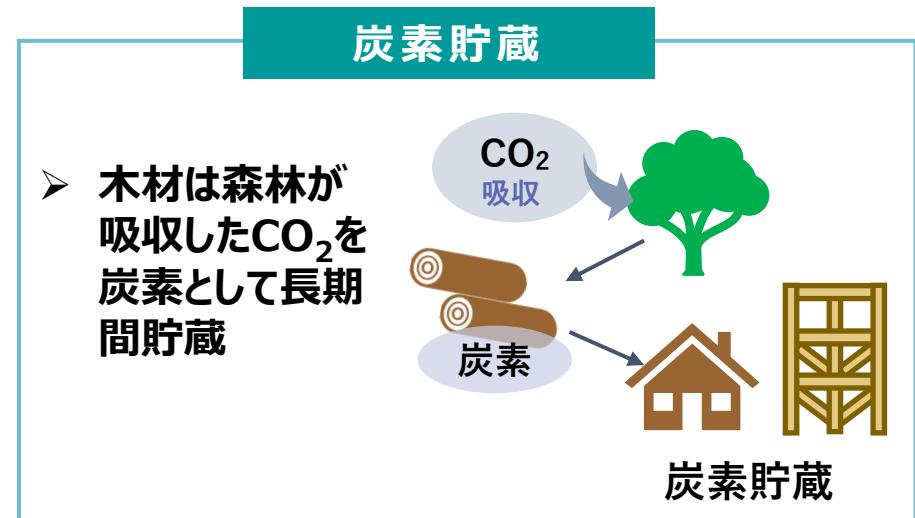


森林の整備
地方創生

2050年
ネット・ゼロ

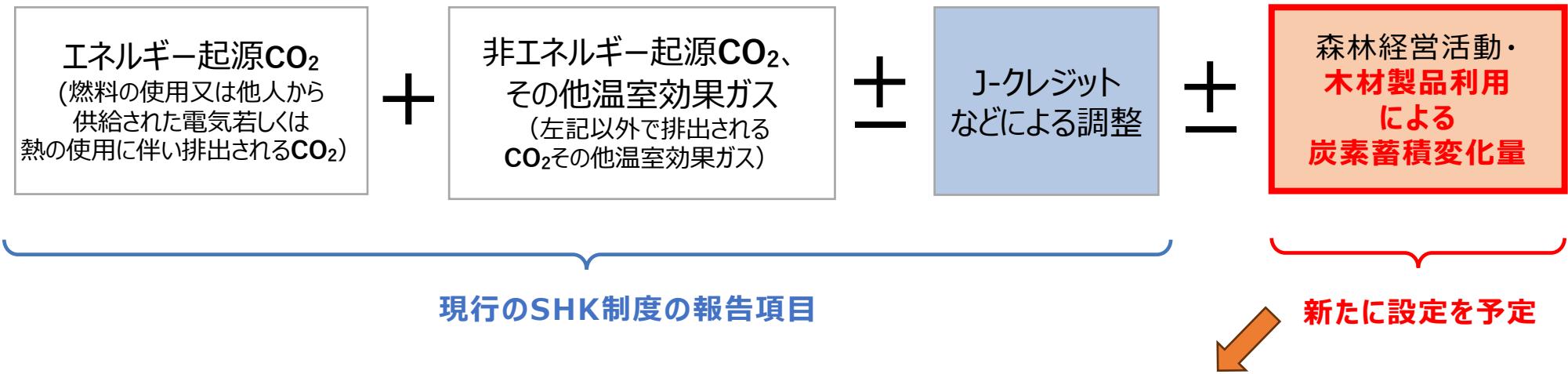
花粉症対策
快適な空間

■ ネット・ゼロ実現に貢献する木材利用



木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定。（R8.4施行予定）



木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、

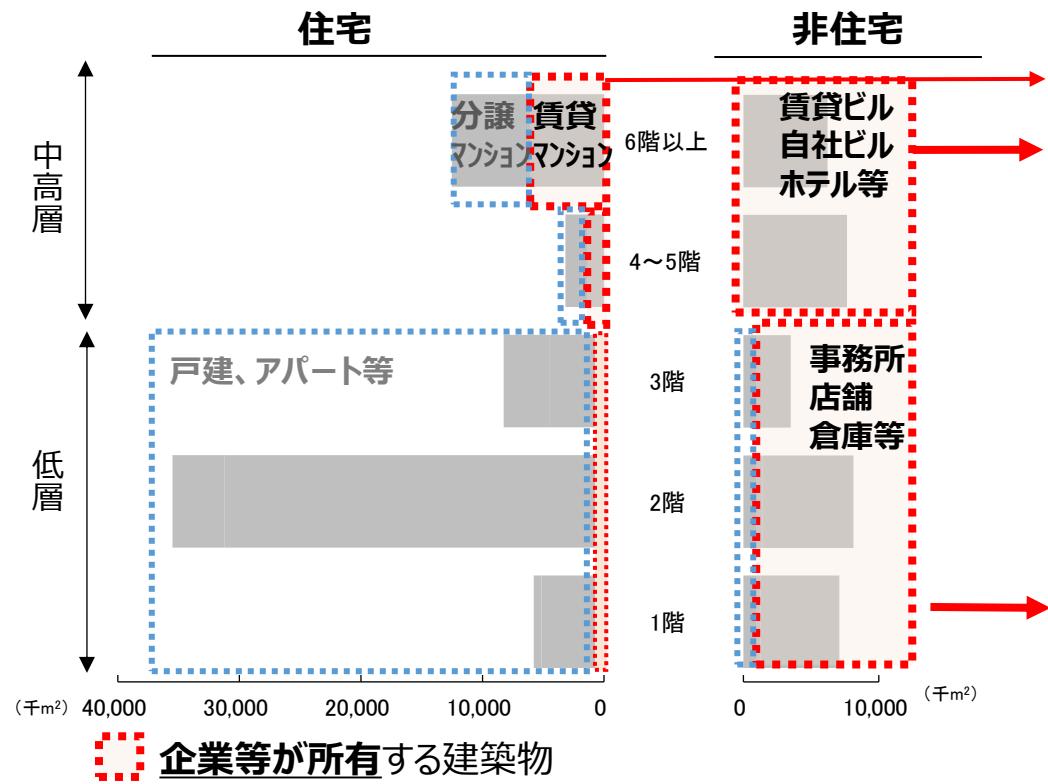
- 木材利用による炭素貯蔵効果を定量化して報告することができる
- 自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することが可能になる

SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは企業等の所有が大半を占めている。



※企業等：デベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。

■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- SHK制度における特定排出者数は全国に1万3千事業者を超過、企業等の排出量の約7割を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

〈中高層建築物〉



賃貸ビル
野村不動産
溜池山王ビル



自社ビル
東京海上グループ
新本店ビル（施工中）



賃貸マンション
モクシオン稲城
(三井ホームエステート)

〈低層建築物〉



自社事務所
エフコープ生活協同組合
本部事務棟



店舗
マクドナルド
安芸熊野店



倉庫
プレカット工場倉庫
(株)マルオカ

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む

SHK制度で報告可能となる木材利用による炭素貯蔵量等について

- 本年度改正予定のSHK制度においては、新築等により自ら所有する、木材を使った建築物等について、木材利用による炭素貯蔵量等を報告することが可能となる。

●報告することが可能な建築物等

- 新築等により自ら所有する、木材（※）を使った建築物等（家具等物品を含む）について、木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能
※ 合法性が確認された国産材が対象
- 炭素貯蔵量を報告した物件は、報告者が台帳で管理

〔 建て替えの場合は、解体した建築物等の炭素貯蔵量を差し引いて報告 〕

●算定方法等

- 林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により算定
<https://www.ryna.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

木材利用による炭素貯蔵量

$$= \text{木材利用量} \times \text{密度} \times \text{炭素含有量} \times 44/12$$

（計算例）スギの製材200m³を使った建築物の場合
炭素貯蔵量 = $200 \times 0.331 \times 0.5 \times 44/12$
= 121 t-CO₂

- 令和8年度に新築した場合、企業や自治体において、新築物件に係る炭素貯蔵量を算定し、翌年度の7月までに国に報告

「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画の募集

- SHK制度において、木材利用による炭素貯蔵効果を位置付ける方向性が取りまとめられたところ。
- 森林資源を循環利用し、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けて、多くの自治体や企業等に「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画を呼びかけ、木材利用の機運を高めていく。

「森の国・木の街」づくり宣言

①建築物の木造化などの木材利用

②木材利用の効果の見える化

に取り組むことを宣言するもの

- 募集対象：自治体・企業等
- 募集方法：林野庁HPで募集 
- 募集期間：令和7年10月1日
～令和8年3月31日



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

- 地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量の算定と国への報告を義務付けている制度
- 木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、自らの排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定（R8.4施行予定）

「森の国・木の街」づくり宣言に参画いただいた場合、

- 農林水産省（林野庁）ウェブサイトで参画いただいた自治体・企業を紹介するとともに、
- 建築物の木造化や木材利用の効果の見える化などに関連する情報を、随時・直接提供します。

農林水産省（林野庁）ホームページでの紹介イメージ

「森の国・木の街」づくり宣言に参画いただいた自治体・企業は以下のとおりです。



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



参画いただいた自治体

○○道	○○県	○○都	○○県
○○県	○○府	○○県	○○県
○○市	○○区	○○町	○○村
○○市	○○区	○○町	○○村

参画いただいた企業

株式会社○○○○	株式会社○○○○
株式会社○○○○	株式会社○○○○
株式会社○○○○	株式会社○○○○

情報提供（メール）のイメージ

「木造化を支援する補助事業・制度をまとめました！ <https://www.ryna.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyou.html> 」

「SHK制度における木材利用の報告方法を公表しました！ https://www.ryna.maff.go.jp/j/sin_riyou/shk_sinrin.html 」

- 自治体・企業のウェブサイト等で、宣言に参画した旨を紹介いただくことも可能です。

コンテンツ

- 1 「森の国・木の街」について
- 2 里山広葉樹林の利活用と再生に向けて
- 3 持続可能な木材供給に向けた価格形成に向けて
～林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン(案)～

1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

- 里山広葉樹林はかつて薪炭材などとして地域住民に利用されてきており、人の手により育成された広葉樹林が中心となって、独自の生態系を形成。
- 現状の広葉樹林を全国的に見ると、東日本はコナラ、ミズナラ等の落葉広葉樹が主体、西日本はカシ等の常緑広葉樹が主体となっており、地域や標高によって植生が大きく異なる。

里山林とは

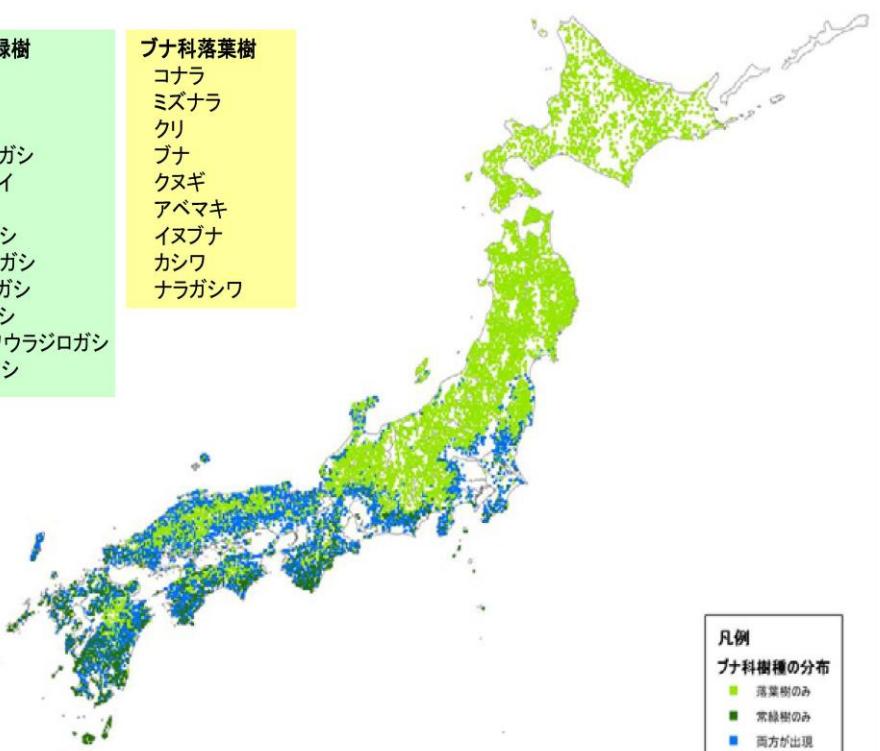
里山林は、地域住民の生活必需品であった燃料、農具などの生活に必要な資材、農業肥料用の落ち葉など、日々の暮らし・生業と密接に結びついて形成された森林。



現状の広葉樹林

ブナ科常緑樹
アラカシ
シラカシ
スダジイ
ウラジロガシ
ツブラジイ
アカガシ
ウバメガシ
ツクバネガシ
シリブカガシ
イチイガシ
オキナワウラジロガシ
ハナガカシ

ブナ科落葉樹
コナラ
ミズナラ
クリ
ブナ
クヌギ
アベマキ
イヌブナ
カシワ
ナラガシワ



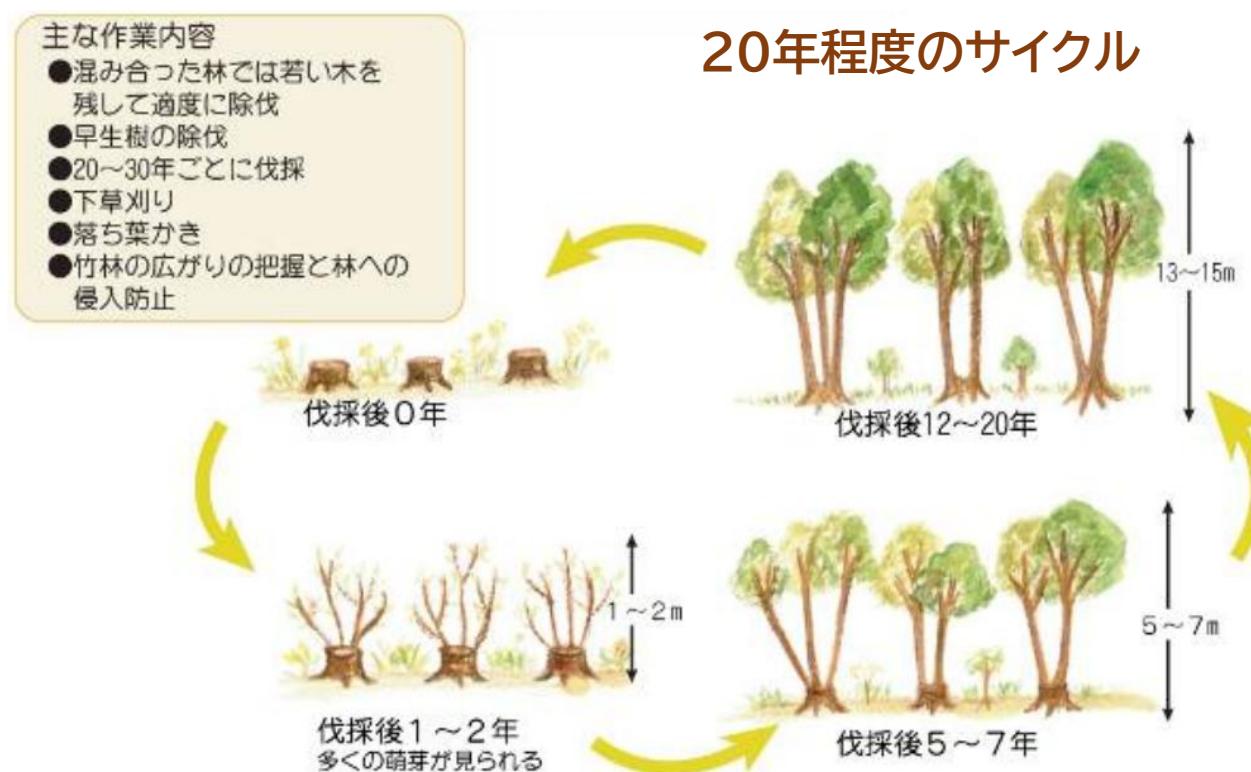
資料)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/pdf/tayousei.pdf>

1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

- かつての里山広葉樹林は、20年程度のサイクルで「伐採→萌芽による再生→成長→伐採」のサイクルで利用。
- 人間の暮らしに必要な資源を供給する過程で、人間による利用・管理に伴う攢乱を受けることにより林内が比較的明るく保たれ、多様な生物が生育・生息する特有の生態系を形成してきた。

かつての里山広葉樹林の施業イメージ



里山広葉樹林の生物種の例:

- 広葉樹(コナラ、ミズナラ、クヌギ、カシ等)
- 樹液に集まる昆虫(カブトムシ、クワガタムシ等の甲虫類、オオムラサキ等の蝶類等)
- 先駆性の植物(ヤマブキ、キイチゴ等)
- 春植物(カタクリ、フクジュソウ、ニリンソウ等)



資料:環境省「里地里山保全再生計画作成の手引き」

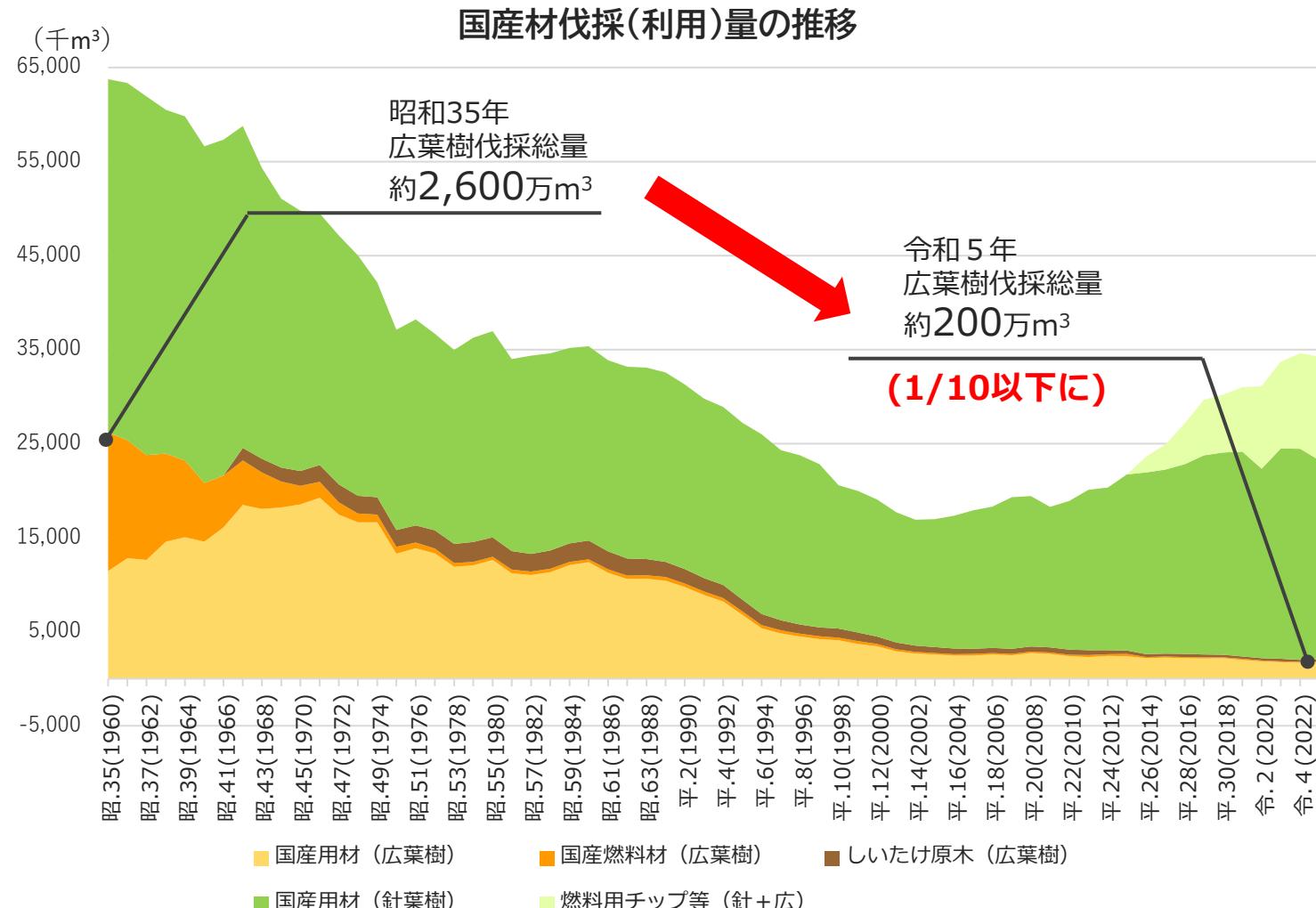
鈴木ら(2019)人と生態系のダイナミクス②森林の歴史と未来. 朝倉書店. 192pp.

環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会(2021)「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」.

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html>

1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

- 昭和30年に2000万m³あった燃料利用は、燃料革命等により大幅に減少し、現在は1/200の10万m³程度。
- しいたけ原木の伐採量は、昭和54年の200万m³をピークに、現在は1/10以下の20万m³。
- これらの結果、広葉樹伐採総量は減少が続き、現在は昭和35年の1/10以下の約2百万m³。



1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

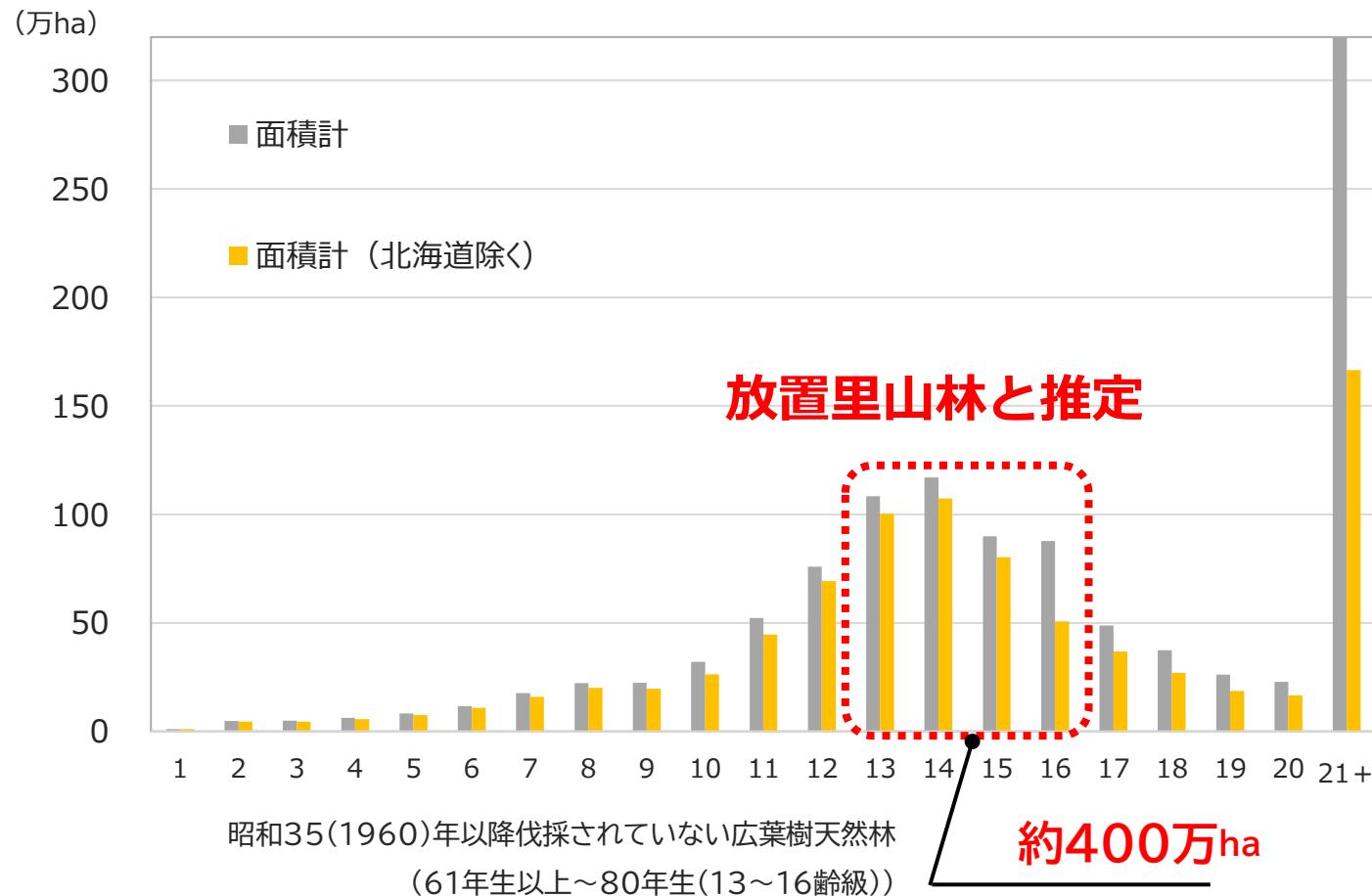
- 通常は草地から明るい環境に適した樹木(陽樹林)、暗い環境に適した樹木(陰樹林)へと植生が移り変わっていくが、かつての里山林は、20年程度で伐採が繰り返され、明るい環境に適した樹木(陽樹林)及びそれに適応した生態系が維持されていた。
- 里山広葉樹が利活用されないことで、これまでの生態系が維持されず様々な問題(アンダーユースによる生物多様性の危機等)が生じることに。



1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

- 放置された里山林は約400万ha存在すると推計される。

放置里山林の面積の推計



出典:林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

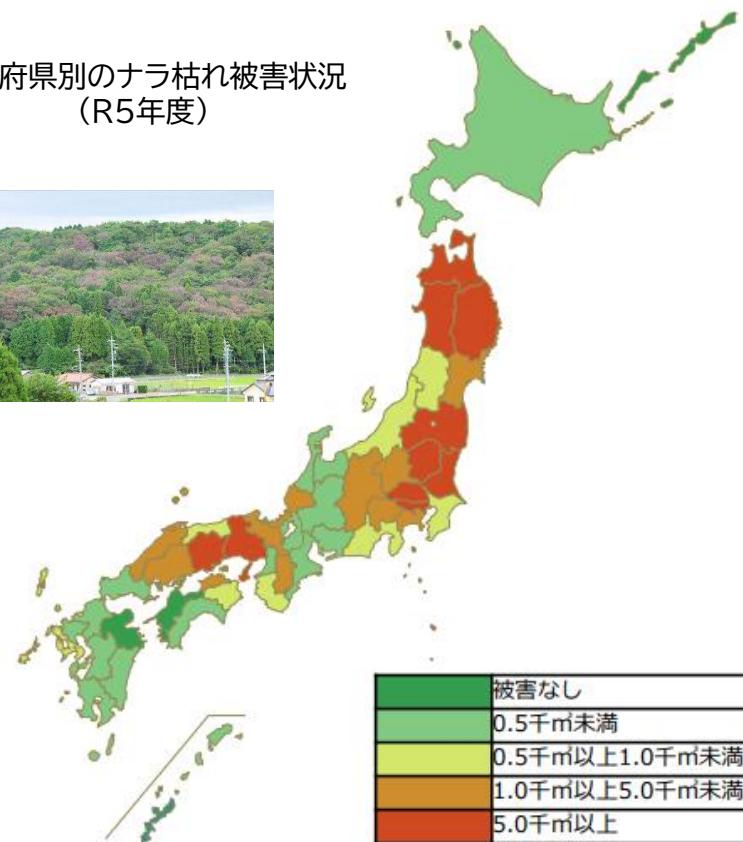
1 里山広葉樹林の特徴とその変遷

- 放置された里山林には、「ナラ枯れ被害の拡大」、「野生動物との軋轢の増加」、「竹林の侵入拡大」など、人々の暮らしや生態系へ様々な悪影響が生じる。

ナラ枯れ被害の拡大

里山林の放置によりナラ枯れを媒介するカシノナガキクイムシの繁殖に適した大径木が増え、被害が拡大し、風致や防災等の公益的機能が低下する懸念。

都道府県別のナラ枯れ被害状況
(R5年度)



野生動物との軋轢の増加

里山林における人間活動の低下や大径木の増加は、サル、シカ、イノシシ、クマ類等の分布の拡大、生息数の増加等につながり、農業被害といった人との軋轢が増加。

クマ類による人身被害の件数



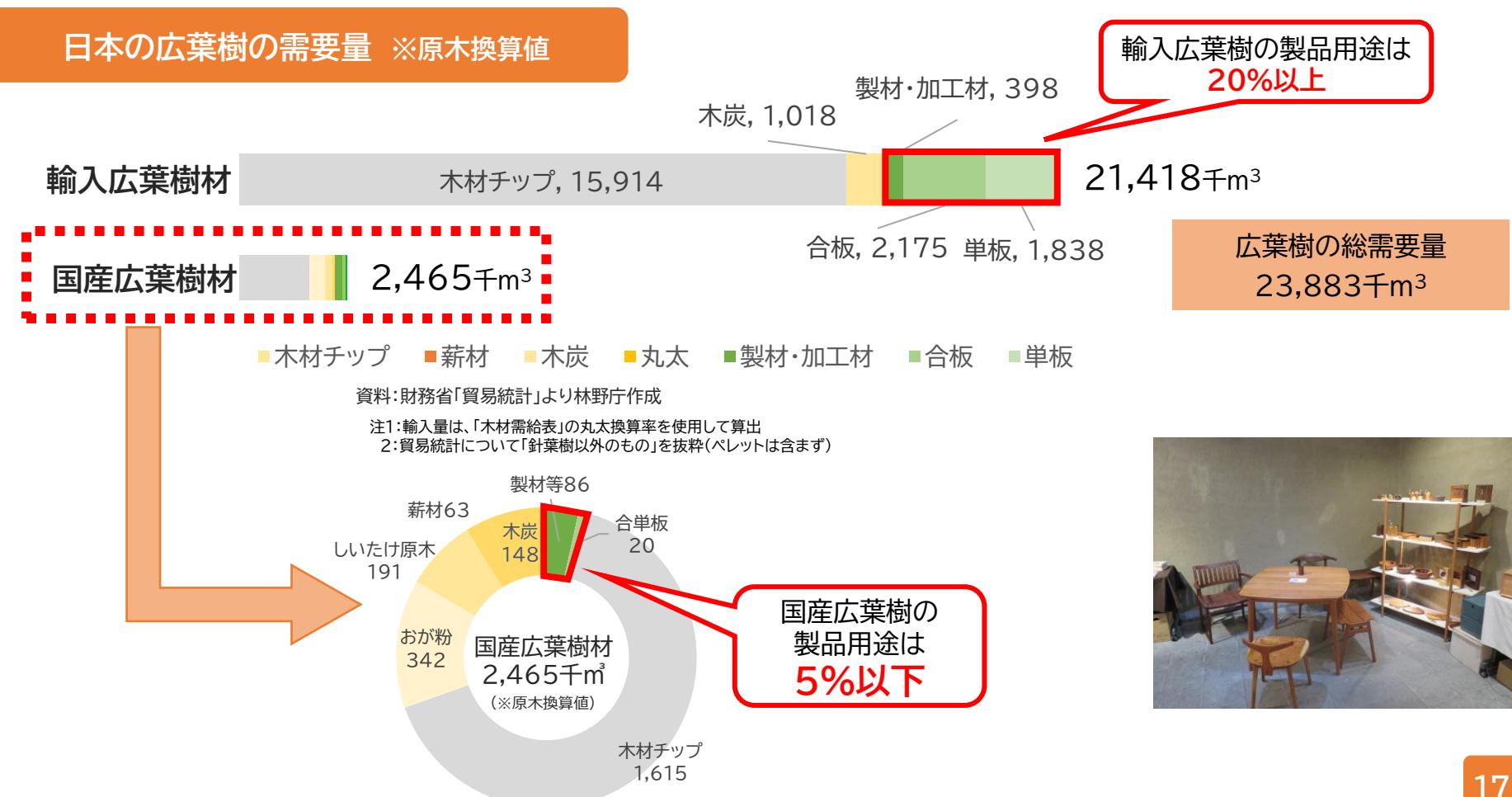
出典:環境省(令和6年2月)「クマ類の生息状況、被害状況等について」

放置竹林の拡大

竹材利用やたけのこ生産の減退により、管理の行き届かない竹林が増加し周辺の森林に侵入拡大。樹木を枯死に至らしめたり、植生を衰退させ、公益的機能の低下、景観の悪化などが懸念。

2 広葉樹の需要動向

- 我が国の広葉樹需要量は全体で少なくとも年間約2,400万m³で、このうち国産材の供給は約250万m³と1割程度。
- 輸入広葉樹の製品用途は20%以上であるのに対し、国産広葉樹の製品用途は5%以下と僅かであり、国産広葉樹は量的にも質的にも有効に活用されているとは言い難い状況。

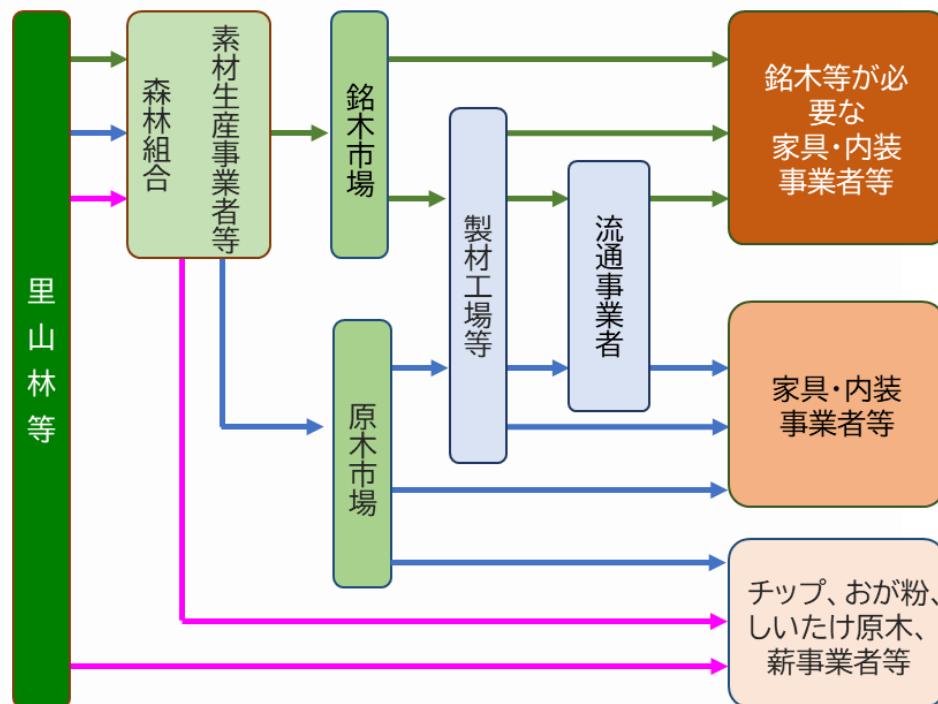


2 広葉樹の需要動向

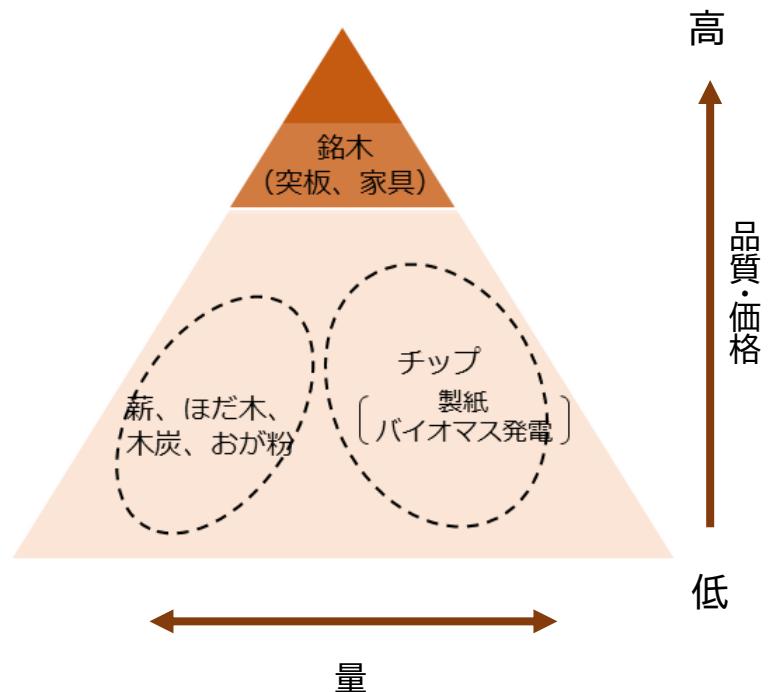
- 一般用材以上の品質の広葉樹丸太は、原木市場を通じた流通が一般的。
- なかでも銘木とされる優良な用材は、通常、特定の銘木市場(北海道、岩手、岐阜など)に出品。
- 里山林等の広葉樹は、樹種、径級、材長などにより、家具・内装等の一般用材のほか、薪炭、きのこ生産資材、チップなど、様々な用途に利用。

国産広葉樹の流通・利用

→ :優良な用材 → :一般用材 → :低質材



国産広葉樹の利用 品質・価格と量のイメージ

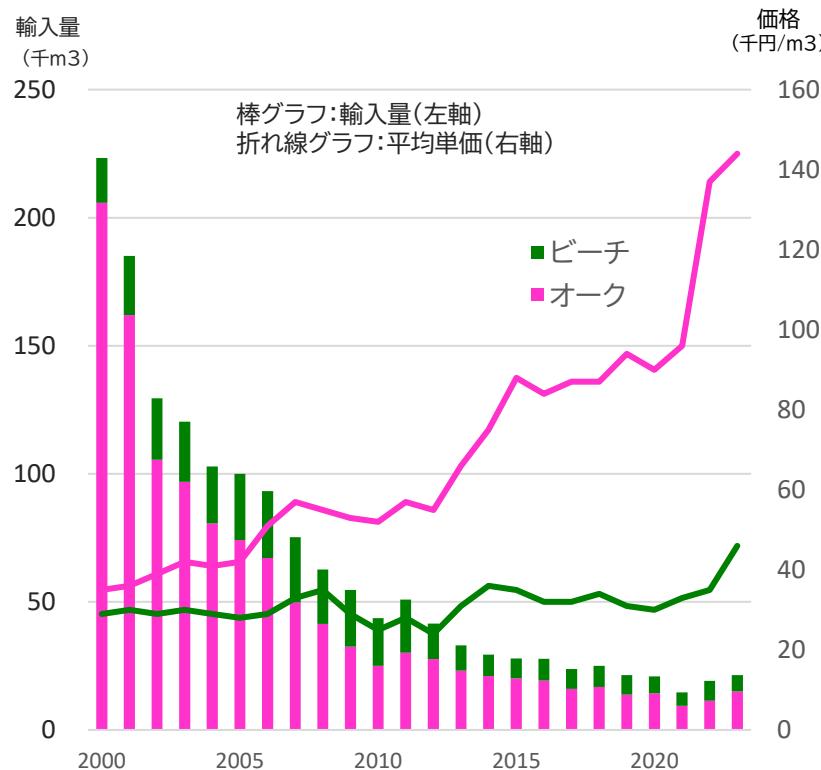


資料:森林総合研究所 青井秀樹氏作成資料を加工

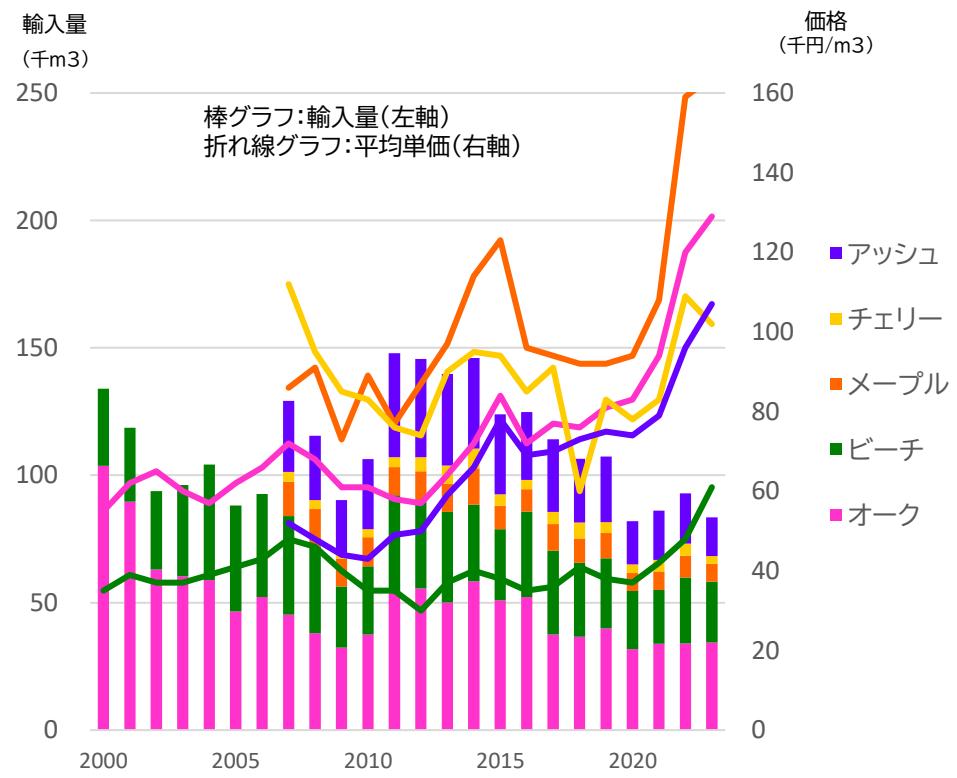
2 広葉樹の需要動向

- オーク(なら類)など主要な輸入広葉樹について、丸太、製材品ともに価格が急上昇している状況。
- 輸入量も減少傾向であり、特に輸入丸太の減少が顕著。

主要輸入広葉樹(原木)の輸入量、平均単価



主要輸入広葉樹(製材品)の輸入量、平均単価



※2007年に輸入の品目分類の変更があり、メープル・チェリー・アツシユが追加
資料:財務省「貿易統計」より林野庁作成

2 広葉樹の需要動向

- 輸入広葉樹の価格急騰などにより、家具製造等の業界から国産広葉樹への供給ニーズが高まっている。
- 国内の広葉樹林の資源内容や近年のエシカル消費への意識の高まり等を背景に、従来の樹材種だけでなく、これまで未利用だった虫害被害木も含め、積極的に里山広葉樹材を利用する動きも見られるところ。

国産広葉樹の利用事例



小径木や端材等を利用した家具
(旭川家具工業協同組合)
(写真:(株)カンディハウスHP)



ナラ枯れ材を利用したスツール
(アパレルブランド“ファクトリエ”と
カリモク家具(株)のコラボ商品)
(写真:ファクトリエHP)



和家具用だったケヤキ材を
洋家具((ハイテーブル・チェア))で
活用した事例(カリモク家具)

✓ 旭川家具では、国産広葉樹への転換を進め、道産広葉樹の利用率が、10年間で3割から8割に上昇。



資料:旭川家具工業協同組合ウェブサイト

(参考)輸入広葉樹と国産広葉樹の関係

輸入材の主要樹種	国産材の近縁樹種
オーク	ミズナラ、コナラ
ビーチ	ブナ
メープル	イタヤカエデ等
チエリー	ヤマザクラ等
アッショウ	タモ
ウォールナット	オニグルミ

広葉樹利活用が進まない要因

供給側

✓ 少量多品種な供給

様々な樹種、径級、材質のものが少量ずつ供給されるため、ロットを纏めにくい

✓ 伐採・育林技術が未成熟

広葉樹の伐採・育林技術は、針葉樹と比べて未成熟

✓ コスト構造

高性能林業機械での伐採が困難であり、多種多様な樹種・規格の仕分けなど、針葉樹とは異なるコスト構造



山の情報
伝わらないが
多様な
届かない
一々ズが



情報の断絶が
発生

需要側

✓ 多様な用途

家具、内装、小物類、薪、炭、きのこ原木、おが粉等、用途が多岐にわたり、それぞれの適した樹種と規格

✓ 品質と安定性

均質な樹種・品質のものを、ロットを纏めかつ安定的に供給することが必要

✓ 付加価値への期待

デザイン性に加えて、ストーリー性や環境配慮も求める



3 国産広葉樹の新たな価値創造と利活用に向けて～岐阜県飛騨市の事例～

- これまで活用されてこなかった里山広葉樹を地域の重要な資源として捉え、地域の川上から川下までの関係者の連携により、途切れていた広葉樹のサプライチェーンを再構築しようとする取組が行われている。

現状と課題

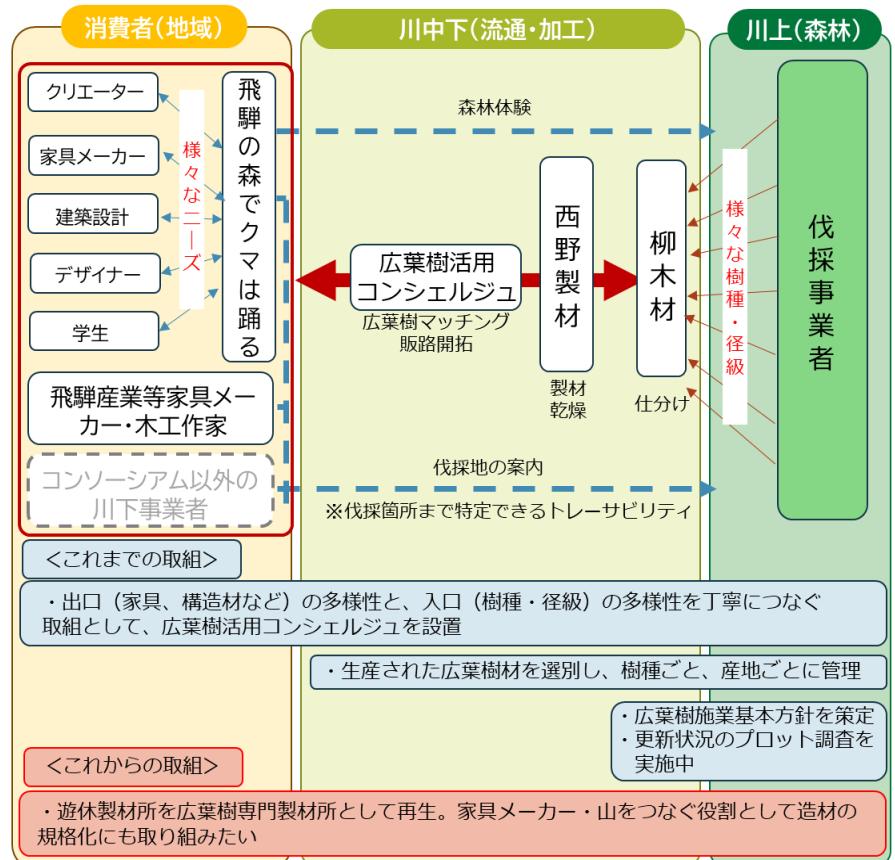
- 飛騨市はミズナラやブナに代表される豊富な広葉樹資源を有する一方、市内で伐採される広葉樹のうち94%がチップ用として安価に市外へ流出。
- 地域の広葉樹に新しい価値を生み出す必要。

対応方向

- 飛騨市は広葉樹のサプライチェーン構築のため、川上から川下の事業者と行政からなる「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」を立ち上げ。
- 広葉樹活用コンシェルジュを配置し、流通拠点にある広葉樹原木と家具メーカー等の作り手をマッチングさせ、販路開拓に取り組むなど、広葉樹の新たな価値創造を実現。

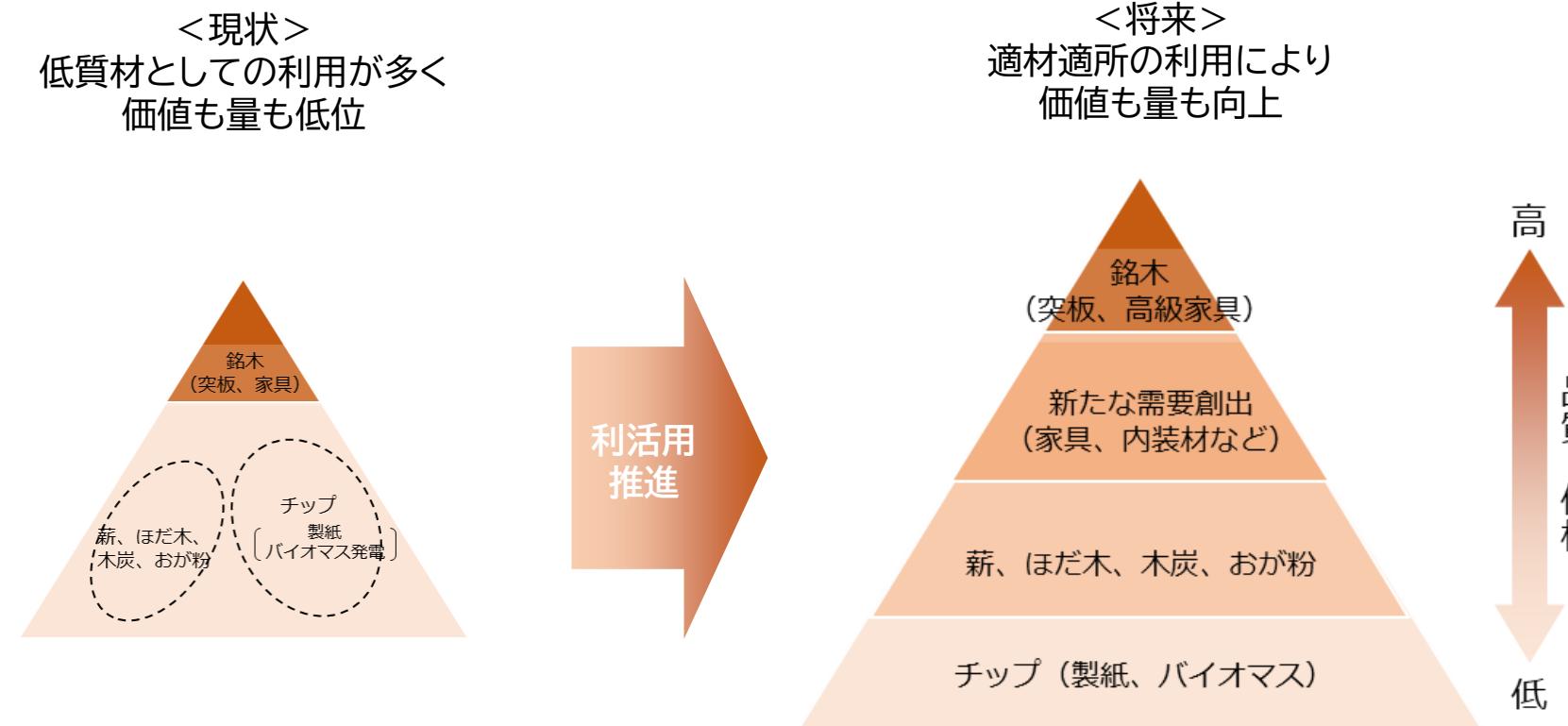


飛騨市広葉樹活用コンソーシアム



3 国産広葉樹の新たな価値創造と利活用に向けて

- 広葉樹は需要側と供給側の双方において、地域毎に多様であるため、地域の特性を踏まえたサプライチェーンの構築が必要となり、場合によっては広域な流通も必要。
- 燃料革命などにより地域住民によるかつての広葉樹の利用は低位になったが、需要側と供給側の情報共有を図り、地域の特性に応じたサプライチェーンを構築することが利活用を通じた広葉樹林の再生につながるのではないか。

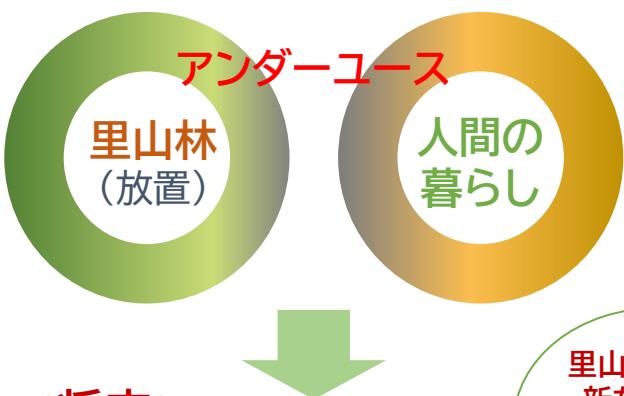


3 国産広葉樹の新たな価値創造と利活用に向けて

<過去>



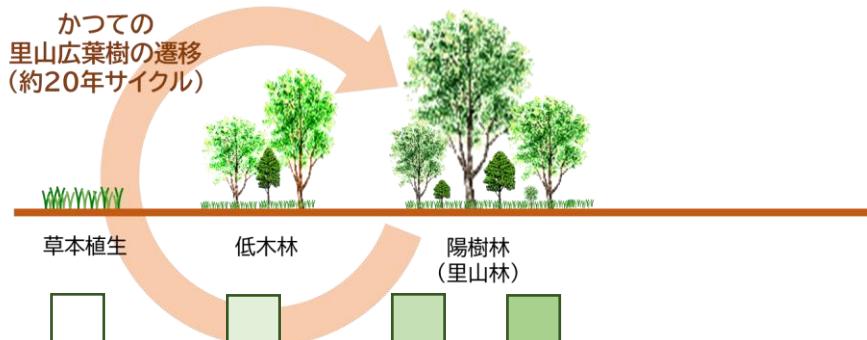
<現在>



<将来>

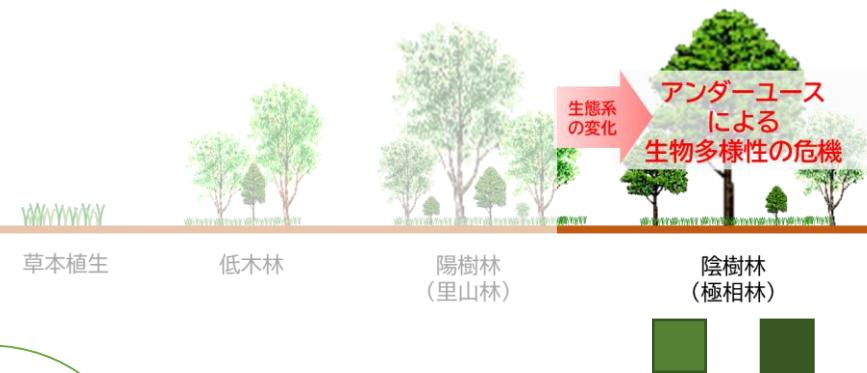
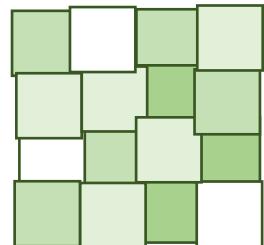


植生遷移のイメージ

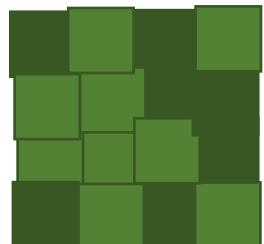


広葉樹林を上から見たイメージ

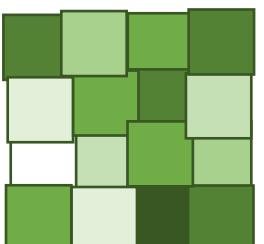
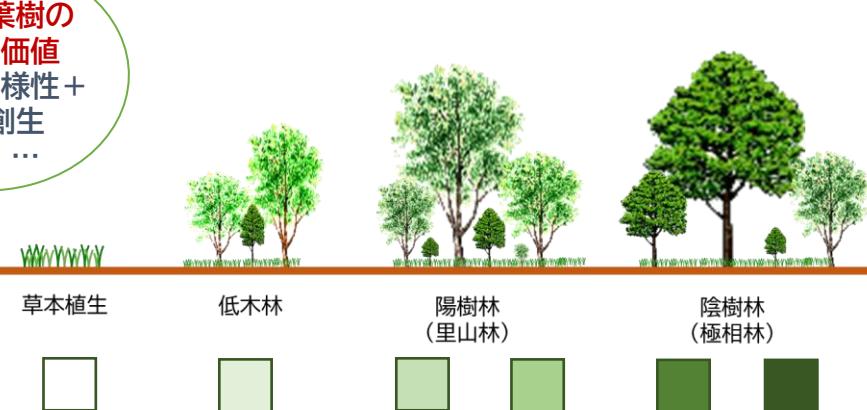
20年生までの広葉樹林がモザイク状に配置



燃料革命等により放置され一斉に高齢化が進展



利活用が進むことで多様な広葉樹林がモザイク状に配置



4 里山広葉樹利活用推進会議の開催と提言(令和6年度)

- 林野庁では、令和6年11月に、森林・林業関係者や家具・薪炭などの業界の方々、消費行動に詳しい立場の方々など幅広い層の方々の参画による「里山広葉樹利活用推進会議」を設置し、令和7年3月に「里山広葉樹林の利活用を通じた再生に向けての提言」をとりまとめた。

○ 里山広葉樹利活用推進会議 委員

(2025年3月時点)

氏名	所属
青井 秀樹	(国研)森林総合研究所 林業経営・政策研究領域チーム長
海堀 哲也	朝日ウッドテック株式会社 代表取締役社長
加藤 洋	カリモク家具株式会社 取締役副社長
末吉 里花	一般社団法人工シカル協会 代表理事
鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
土屋 俊幸	公益財団法人 日本自然保護協会 理事長
都竹 淳也	飛騨市長
長野 麻子	株式会社モリアゲ 代表
西野 文貴	株式会社グリーンエルム 代表取締役社長
廣瀬 直之	東京燃料林産株式会社 代表取締役
盛 孝雄	ひだか南森林組合 組合長付専務
森松 亮	富山県西部森林組合 代表理事組合長

(五十音順、敬称略)

4 里山広葉樹利活用推進会議の開催と提言(令和6年度)

- 提言では、現在地域の点にとどまっている取組を効果的なサプライチェーンにまで引き上げることができれば、広葉樹の利活用を通じた里山広葉樹林の再生が可能とされ、新たな価値が示された。

里山広葉樹林の再生が生み出す新たな価値

① 国民目線から ~生物多様性の回復~

我が国が直面している生物多様性の危機の一つである「アンダーユースによる危機」を脱し、生物多様性の回復に資する。



② 地球市民として ~地球環境の保全~

輸入広葉樹を国産に置き換えていくことによる海外の森林生態系の保全や、輸送距離の短縮によるCO2排出量の削減に貢献。



③ 地域住民目線で ~地方創生~

里山広葉樹は地域で多様性をもつことから、その再生に取り組むことは、例えば小規模製材工場の再生など、地域の産業の結びつきを取り戻すことにつながる。



④ 林業・木材産業の視点から ～産業の持続性の向上～

(川上)針葉樹供給以外の道が開けることによる素材生産の多角化

(川中)輸入広葉樹材から国産広葉樹材への切り替えによる為替変動リスクの低減

(川上～川下)持続可能性を求める消費者の意向にかなう商品を提供することによる経営の持続性向上



4 里山広葉樹利活用推進会議の開催と提言(令和6年度)

里山広葉樹利活用・再生プラットフォーム

(提言より)

…森林側がマーケットに積極的にアプローチすることで、需要側のニーズの発掘と里山林への理解を促進し、最終的には伐採地から生産される少量・多樹種の広葉樹材全てを利活用(プロダクトアウト)できるようにするため、基盤となる情報を共有する場としてプラットフォームを設立する。

プラットフォームの構成イメージ

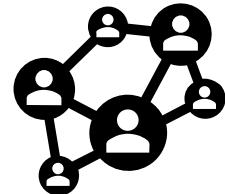


5 里山広葉樹利活用推進プラットフォームで実施すること

その解決に向け、里山広葉樹利活用推進プラットフォームでは、以下のことに取り組みます。

● 情報を収集・共有します

需要側の情報(樹種、製品に必要な規格・品質等)と、供給側の情報(伐採予定の情報、樹種別の量、価格等)をとりまとめ、これらの情報を相互に共有します。



● 交流を促進します

広葉樹の供給側と需要側の交流できる場を創出するとともに、ビジネスマッチングや広葉樹利活用に不可欠な人材育成を促進します。



● 利活用の意義を発信します

里山広葉樹の利活用に取り組むことの意義を消費者向けに発信するとともに、広葉樹林の管理や利用による環境への影響などを評価できる手法の検討を行い、その手法を対外的に発信できるようにします。



コンテンツ

- 1 「森の国・木の街」について
- 2 里山広葉樹林の利活用と再生に向けて
- 3 持続可能な木材供給に向けた価格形成に
向けて
～林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン(案)～

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

価格転嫁・取引適正化の推進の必要性

- 我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、重要な局面を迎えている。
- 春季労使交渉における賃上げ率は、令和6年以降、高い水準が続いているものの、近年の急激な物価上昇に対して十分とは言えない状況。賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっている。
- なお、令和7年には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、下請法が改正され、令和8年1月1日から取適法として施行される※1。



- 受託中小企業振興法※1に基づく振興基準では、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、委託事業者及び中小受託事業者※2は、国が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める旨規定。
- 林野庁において、業種別ガイドラインとして、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を11月に取りまとめて公表予定。

※1 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、下請法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に、下請中小企業振興法は「受託中小企業振興法」に改正。（令和8年1月1日から施行）

※2 委託事業者及び中小受託事業者は、P.8の「②適用基準」のとおり。

(参考) 取適法の施行 (主な改正内容)

■ 名称変更（下請法⇒取適法）以外の主な改正事項

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

- 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



② 手形払等の禁止

- 支払い手段として、手形払を認めないこととする。
- 支払期日までに代金相当額（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについて認めないこととする。



公正取引委員会・中小企業庁資料「下請法・下請振興法改正法の概要」

③ 運送委託の対象取引への追加

- 規制対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

④ 従業員基準の追加

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設する。

改正の詳細はこちらをご覧ください。
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-setsumeisiryo.pdf



■ 施行日

令和8年1月1日

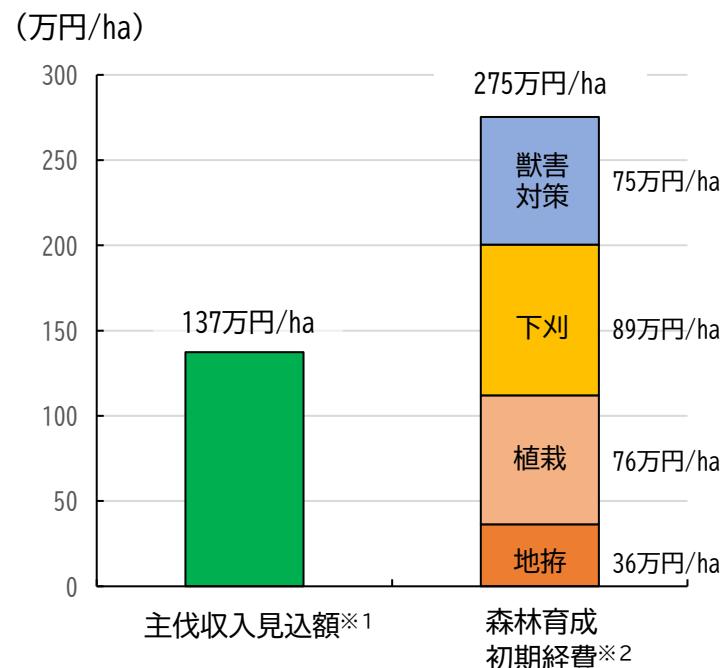
※令和8年1月1日以降に発注された取引から適用され、それ以前に発注された取引については、現行の下請法が適用される。

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

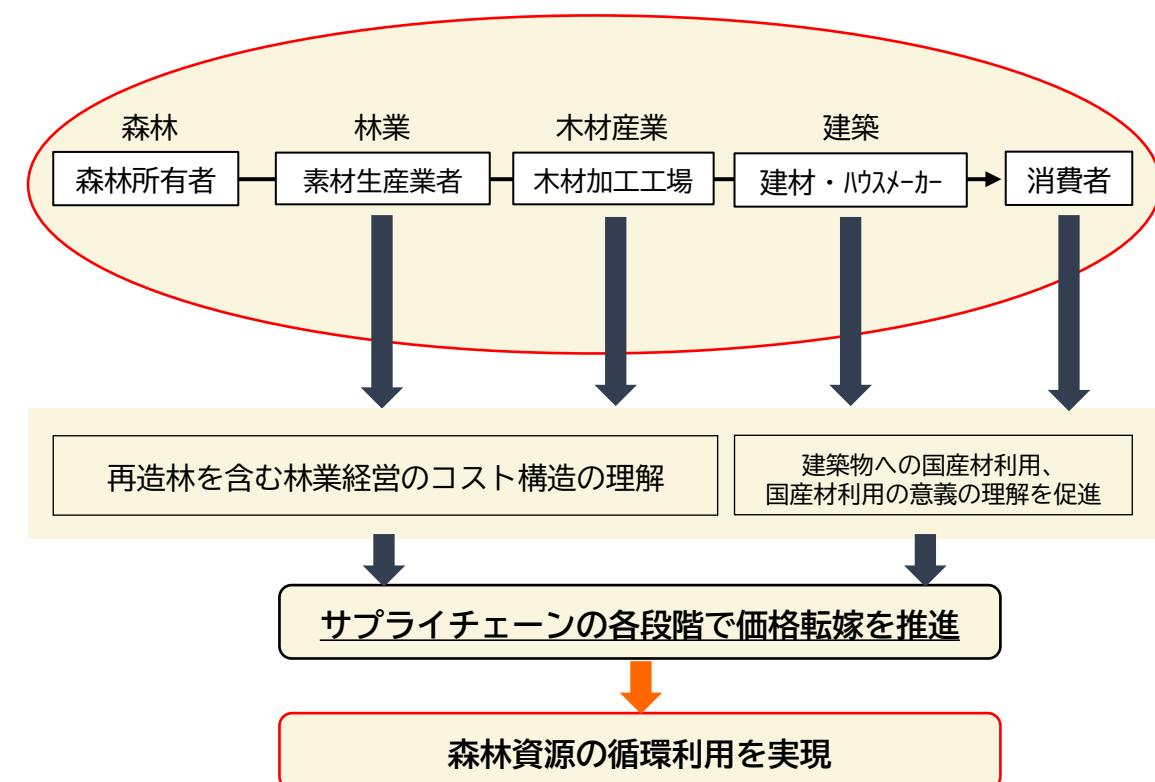
林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

- ・林業・木材産業においては、物価高騰や人材不足の深刻化等による各種コストの上昇が続く一方、住宅需要の減少により、必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあり、サプライチェーンの出発点である森林所有者にとっては、木材の販売収益だけでは再造林経費を賄えない状態。
- ・木材を持続的・安定的に供給していくためには、再造林の確保等に向けて、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要がある。

■ 林業経営のコスト構造



■ 持続的な木材供給に向けて目指すべき姿



資料：令和5年度「森林・林業白書」をもとに作成

※1 (一財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」を基に試算 (素材出材量を315m³/haと仮定し、スギ山元立木価格4,361円/m³を乗じて算出)

※2 森林整備事業の令和5(2023)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

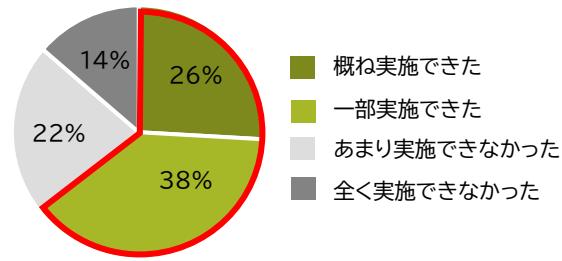
- 木材取引に関するアンケート調査（令和7年6月）の結果、林業・木材産業における価格交渉・価格転嫁の実施状況は、十分とは言い難い状況。
- また、回答者の2割が、「発注者から不当に不利益を与えられた」と回答しており、木材の取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかとなった。

■ 木材取引に関するアンケート調査結果 ※2024年度の取引実態を調査

○ 価格交渉・価格転嫁状況

- コストが上昇した際の価格転嫁は、「概ね実施できた又は一部実施できた」が約6割。
- コスト上昇に関するデータを整理している事業者は、整理していない事業者より価格転嫁できている傾向。

コスト上昇分の価格転嫁の実施状況



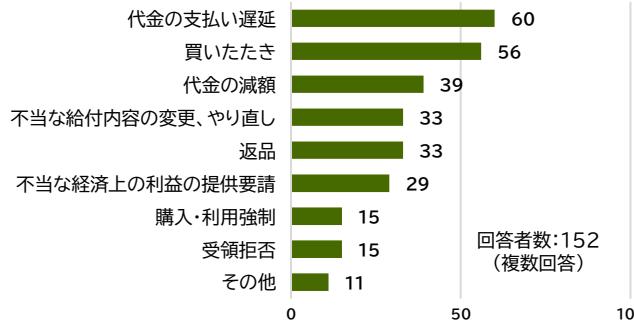
コスト上昇データの整理の有無による
価格転嫁の実施状況



○ 受注者にとって不合理・不利益な商慣習

- 本調査の回答者数776者のうち152者（約2割）が、発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例を報告。

発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例

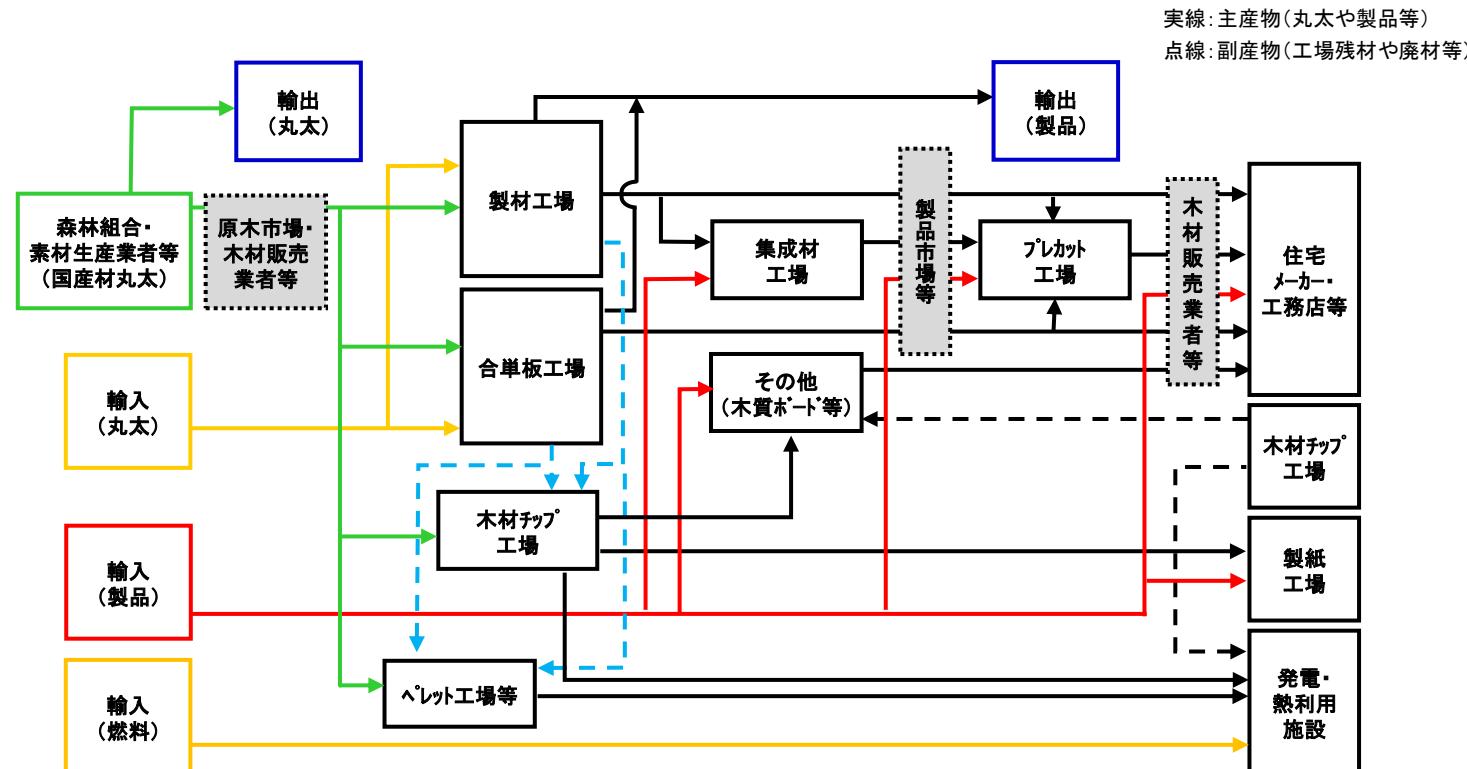


アンケート結果等を踏まえ、適正取引推進ガイドラインを策定し、価格交渉の重要性や、改善すべき商慣習・望ましい取引事例等を示すことで、価格転嫁及び取引適正化を推進。

2. 適正取引推進ガイドラインの基本的な考え方

- 木材流通は多段階構造であり、各事業者は、発注者、受注者どちらの立場にもなりうるとともに、売買や製造・加工委託などの様々な取引形態が存在。
- ガイドライン（案）では、これらの事業者及び取引関係のうち、独占禁止法及び取適法が適用されるものを想定して作成。

■ 木材流通の概観



注1：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる。

2：原木市場・木材販売業者等を経由する矢印には、原木市場・木材販売業者等が商流のみを行い、原木は伐採現場から製材工場等へ直送されるものも含まれる。

3：製材工場及び合単板工場から木材チップ工場及びペレット工場等への矢印（水色点線）には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合単板工場から直接入荷したものが含まれる。

(参考) 独占禁止法(優越的地位の濫用)と取適法の関係

- ・独占禁止法における優越的地位の濫用は、全ての取引を対象にしている。
- ・一方、取適法は、適用対象となる範囲を設けることで、執行を簡易迅速に行っていくもの。

	優越的地位の濫用(独禁法)	改正下請法(取適法)
位置付け	<ul style="list-style-type: none">公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法のうち、不公正な取引方法の1類型として規定	<ul style="list-style-type: none">独占禁止法の特別法として、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的独占禁止法に比べて、簡易・迅速な処理
対象取引	<ul style="list-style-type: none">あらゆる取引が対象	<ul style="list-style-type: none">対象取引を限定 ①取引の内容(製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託・特定運送委託) ②規模の基準(資本金又は従業員)
規制内容	<ul style="list-style-type: none">優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること(濫用行為)を禁止ポイント ・優越的地位にあるか(個別判断)	<ul style="list-style-type: none">親事業者と下請事業者の取引において、親事業者の義務や禁止行為を規定ポイント ・取引内容と規模基準で適用を判断

優越的地位の濫用規制
(独禁法)

改正下請法
(取適法)

※両法の適用がある場合は取適法を優先

(参考) 独占禁止法における優越的地位の濫用

■ 優越的地位の濫用

優越的地位



正常な商習慣に
照らして不当に



濫用行為



優越的地位の濫用

- 取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行っても受け入れざるを得ない関係

①～④を総合考慮

- ① 取引依存度
- ② 市場における地位
- ③ 取引先変更の可能性
- ④ 取引必要性を示す具体的な事実

正常な商習慣に照らして不当



公正な競争を阻害するおそれがある場合

- 「正常な商習慣」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの
- 現に存在する商習慣に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることとはならない

- ① 購入・利用強制 ② 協賛金等の負担の要請 ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請 ⑤ 受領拒否 ⑥ 返品 ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額 ⑨ 取引の対価の一方的決定 ⑩ やり直しの要請 ⑪ その他

(参考) 取適法の概要

■ 適用対象

① 適用取引

製造委託

修理委託

情報成果物
作成委託

役務提供
委託

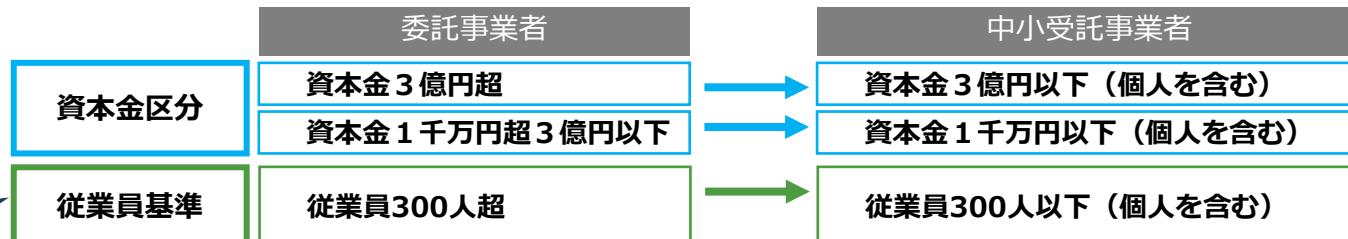
特定運送
委託

令和8年1月1日
から適用

※例えば、製造委託は、「物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼すること」であり、この内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わないことに留意が必要。

※製造委託の対象となる「物品」とは「有体物」をいい、建築事業者が建築物の部材に用いる木材の製造委託についても対象となる。

② 適用基準（製造委託の場合）



令和8年1月1日
から適用

※ 資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には適用基準を満たす。

■ 義務

- 発注内容等を明示する義務
- 書類の作成・保存（2年）義務
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

■ 禁止行為

- 受領拒否
- 支払遅延（手形払い等の禁止を含む）
- 減額
- 返品
- 買いたたき
- 購入・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 協議に応じない一方的な代金決定

3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

- ・ガイドライン（案）では、アンケートにより把握した取引事例等を基に、取引の各段階別に類似の事例を分類し、問題となり得る事例、関連法規の留意点、望ましい取引慣行及び望ましい取引実例を整理。
- ・取引には様々な背景により問題事象が生じており、それぞれの事例について、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

■ 問題となり得る事例及び望ましい取引慣行 ※ガイドライン（案）より抜粋

○ 見積り・受注

1. 一方的な取引価格の決定

× 問題となり得る事例

コスト上昇分を販売価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。

（取適法違反の恐れ）

- ・協議に応じない一方的な代金決定
- ・買いたたき

○ 望ましい取引慣行

経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましい。

2. コストが適正に反映されない価格決定

× 問題となり得る事例

資材費や加工費等の各種経費をまとめた単価での取引において、発注側の都合で使用資材が増えたが、当初単価による代金を支払われた。

（取適法違反の恐れ）

- ・買いたたき
- ・不当な給付内容の変更・やり直し

○ 望ましい取引慣行

品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議を行い、明確な算定根拠に基づいて合理的な製品単価を設定することが望ましい。

3. 著しく低い価格による取引

× 問題となり得る事例

著しく低い価格での他社との取引事例を引き合いに出されて取引を要求されたが、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

（取適法違反の恐れ）

- ・買いたたき
- ・協議に応じない一方的な代金決定

○ 望ましい取引慣行

取引金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価等の条件を加味しながら、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

○ 納品・支払い

4. 受入制限・受領拒否

× 問題となり得る事例

発注内容に基づき納入していたところ、当月分の納入数量に達していないにもかかわらず、一方的に受入制限を行う旨の通知が届いた。

(取適法違反の恐れ)

- ・受領拒否

○ 望ましい取引慣行

納入量等を双方合意の上で決定し、書面交付することが望ましい。契約後の受入制限等は、受注者の責めに帰すべき理由がない場合、受注者の負担経費を発注者が負担する必要がある。

7. 振込手数料の負担

× 問題となり得る事例

売上代金の支払い当たり、発注者から、支払金額から振込手数料分を差し引いた額が振り込まれた。

(取適法違反の恐れ)

- ・製造委託等代金の減額

○ 望ましい取引慣行

受注に当たっては、振込手数料は発注者が負担することを確認しておくことが望ましい。取適法対象取引では、合意の有無にかかわらず、振込手数料は発注者が負担する必要がある。

5. 一方的な発注の取消し、減額

× 問題となり得る事例

製品受注後、原材料を仕入れて加工準備をしていたところ、「販売製品の品質認証が取れない」との理由により、受注をキャンセルされた。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な給付内容の変更・やり直し

○ 望ましい取引慣行

契約後のキャンセルは、受注者の責めに帰すべき理由がない場合、受注者の負担経費を発注者が負担する必要がある。価格変更等の必要が生じた場合は、あらためて取り決めを行う。

8. 配送費用の負担

× 問題となり得る事例

受注品の納入に当たり、自社トラックにより配送したにもかかわらず、「配送はサービス」との認識のもと、支払いを拒否された。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な経済上の利益の提供要請
- ・買いたたき

○ 望ましい取引慣行

配送に当たっては、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業分担などを双方合意の上、取り決めておくとともに、双方で十分に協議を行い、合理的な配送経費を設定することが望ましい。

6. 協力金、協賛金等の負担

× 問題となり得る事例

受注者に直接の利益がないにもかかわらず、経費の使途等の明示がないまま、安全協力費として販売金額の〇%相当額を徴収された。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な経済上の利益の提供要請
- ・製造委託等代金の減額

○ 望ましい取引慣行

協賛金等の負担に当たっては、受注製品等の販売促進に繋がるものとして、双方で十分な協議の下に合意がなされ、算出根拠や使途等が明確になっている必要がある。

9. システム利用料の徴収

× 問題となり得る事例

納品指定日の連絡を、発注者が施工状況の管理に使用するシステム上で行うこととされ、発注者の都合により、利用料を徴収された。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な経済上の利益の提供要請
- ・製造委託等代金の減額

○ 望ましい取引慣行

受注者のシステム利用が見込まれる場合は、利用範囲を明確にした上で、必要な料金を負担することが望ましい。発注情報等の提供については、メール等に代えることも望ましい。

3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

10. 支払期間の長期化

× 問題となり得る事例

受注製品の納品から60日を超えた後に、発注者から振り込みにより受注金額の支払いが行われた。

(取適法違反の恐れ)

- ・支払い遅延

○ 望ましい取引慣行

双方合意の上、60日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払期日を定める。取適法の対象取引における支払いについては、手形以外の方法とする必要がある。

○ 発注者からの要請

11. 使用資材の購入強制

× 問題となり得る事例

発注者からの有償支給品について、必要以上の購入を求められ、保管料が掛かり増しとなつたが、当該費用の支払いを拒否された。

(取適法違反の恐れ)

- ・購入・利用強制
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済

○ 望ましい取引慣行

有償支給に当たっては、余剰資材が発生しないよう、双方で必要な資材量を確認しておくことが望ましい。また、加工品よりも先に支給品の代金が決済されないよう留意する必要がある。

12. 役務の提供

× 問題となり得る事例

一方的に納期の短縮を指示され、納品時には施行現場の大工が既に引き上げていたため、受注者が現場施工まで行わされた。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な経済上の利益の提供要請

○ 望ましい取引慣行

発注者が受注者に役務の提供を要請する必要がある場合には、提供の条件についてあらかじめ双方で合意するとともに、発注者が必要な費用を負担する必要がある。

13. 納品後のクレーム対応

× 問題となり得る事例

納品後、発注者より、施主からのクレーム対応への同行を求められ、従業員1名を派遣したが、派遣に係る経費の支払いはなかった。

(取適法違反の恐れ)

- ・不当な経済上の利益の提供要請

○ 望ましい取引慣行

受注者に対し、納品後に、労働力等の提供を要請する際には、受注者への要請内容と利益との関係を合理的な根拠に基づき明確にした上で、受注者の同意を得ることが必要である。

4. 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

望ましい取引慣行の確立に向けた基本的な考え方

各事業者は、流通の段階に応じて発注者、受注者どちらの立場も担うことを認識する必要があり、その上で、それぞれの立場で、望ましい取引慣行の確立に向けた取組を行うことが重要。

■ 発注者として

- ・受注者に求める商品の品質や性能等の要件を具体的に示すとともに、根拠を示さない値引きや、値上げを伴わずに要件以上の品質・性能等の要求を行わないようにすることが重要。
- ・とりわけ、木材は自然物であり、外観に個体差が生じる特性があることを改めて認識し、見た目を理由とした不当な要求を行わないよう留意が必要。

■ 受注者として

- ・積極的に価格交渉を行うことが重要である。価格交渉の実施状況は十分とは言い難い現状を鑑みると、まずは発注者との交渉という手段があることを理解した上で、発注者に対して交渉を申し入れることが望ましい。
- ・発注者からの過度な要求に対しては、生産コスト等に比して著しく低い価格での販売等を行うのではなく、自らの事業の持続性等を意識し、採算ラインを踏まえた受注を行うことが重要。

発注側における率先垂範

- ・各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側において、まず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要。

受注側におけるガイドラインの活用

- ・本ガイドラインにより、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対しては毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善のための第一歩。

4. 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

適正取引の推進に向けて

- 適正取引の推進に向けては、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（2025年11月に公表予定）を踏まえ、業界団体において、「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、計画の遵守を推進することが重要。

■ 適正取引の推進に向けた取組

国 サプライチェーン全体の取引の適正化等に向けたガイドラインを策定（2025年11月）



業界団体 ガイドラインを踏まえて自主行動計画を策定

「取引適正化」及び
「付加価値向上」に向けた
自主行動計画

自主行動計画記載例

- 取引企業間で十分な協議を行った上で合理的な価格決定
- コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁
- 代金の現金払い化、手形の廃止など支払い条件の改善 等



事業者 自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

各業種における業界団体が策定した自主行動計画は、こちらに掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>



ご清聴ありがとうございました。

